

災害時の一般ボランティア活動支援における 人材派遣等に関する協定

江戸川区（以下「甲」という。）と社会福祉法人江戸川区社会福祉協議会（以下「乙」という。）及び公益財団法人えどがわボランティアセンター（以下「丙」という。）と株式会社ジェイコム東京江戸川局（以下「丁」という。）との間において、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 令和4年4月1日に甲乙丙間で締結した「災害時の一般ボランティア活動支援に関する協定」に基づき、迅速かつ効果的な災害救援活動を図るため、災害時における人材等の確保について、甲、乙、丙及び丁（以下「甲等」という。）が協力し、被災した江戸川区民の円滑な支援に資する。

（協力内容）

第2条 甲等は、情報を共有して支援活動に活かすとともに、丁は、江戸川区災害ボランティアセンターの活動に基づき、その組織及び機能等を最大限に活用し、甲、乙及び丙に対して、人材派遣等の協力を行う。

（平常時における体制）

第3条 丁は、平常時から災害時の業務に備えるものとし、江戸川区災害ボランティアセンター設置に関係する団体と協力体制を構築する。

（費用負担）

第4条 甲の要請に基づく乙の支援業務等については、原則無償とする。ただし、場合により支援業務等にかかる費用については、甲等の協議により決定することができる。

（損害補償）

第5条 協力内容に基づく、乙、丙及び丁（以下「乙等」という。）等の当該業務に係る従事者の損害補償は、「災害に際し応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」（昭和41年6月7日江戸川区条例第10号）によるものとする。

（連絡体制等）

第6条 甲等は、連絡体制及び連絡手段等を毎年度当初に相互に通知するものとする。

（守秘義務）

第7条 乙等は、第2条に規定する協力内容により知り得た個人情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。この協定の満了後についても、また同様とする。

（有効期間）

第8条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、甲等いずれからも本協定の解除又は変更の申出がない場合、本協定は更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第9条 本協定に定めのない事項又は条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲等協議の上、決定する。

本協定書は、4通作成し甲等それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和5年4月14日

甲 東京都江戸川区中央一丁目4番1号

江戸川区長 齊藤 猛

乙 東京都江戸川区松島一丁目38番1号

社会福祉法人江戸川区社会福祉協議会
会長 齊藤 猛

丙 東京都江戸川区松島一丁目38番1号

公益財団法人えどがわボランティアセンター
理事長 小久保 晴行

丁 東京都江戸川区東葛西六丁目31番7号

株式会社ジェイコム東京江戸川局
局長 小沼 亘